

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年5月1日から6年6月30日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成6年6月30日から同年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる

申立期間のうち、平成6年7月1日から同年7月31日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年5月1日から6年6月30日まで
② 平成6年6月30日から同年7月1日まで
③ 平成6年7月1日から同年7月31日まで

ねんきん特別便によると、B社（現在は、A社）及びC社に勤務していた期間の厚生年金保険料納付額が、私が保管している当時の源泉徴収票の社会保険料控除額に比べ低く記録されている。

また、厚生年金保険被保険者記録によると、A社からC社に異動した際、

1か月の未加入期間が生じているが、実際には勤務場所に変更はなく期間を空けずに継続して勤務していた。

調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び③の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された平成2年から6年までの期間の給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが、長期間にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人に係る雇用保険被保険者記録、平成6年分給与所得の源泉徴収票及びA社の事業主の証言から、申立人が申立期間②においてA社に継続して勤務し（平成6年7月1日にA社からC社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された上記源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額から、53万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成6年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人から提出された平成6年分給与所得の源泉徴

収票は、支払者がA社となっているところ、A社の事業主は、「厚生年金保険の適用は、申立人がA社からC社へ異動したように届出を行ったが、給与は引き続きA社から支給していたと思う。」と供述している。

したがって、申立期間③の標準報酬月額については、上記源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料額から、53万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、源泉徴収票で推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年4月から17年6月までの期間及び18年4月から19年6月までの期間は18万円、同年7月から20年6月までは28万円、同年7月から同年9月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成17年10月23日から18年3月31日までの期間については、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収は免除されることから、申立人の17年10月から18年3月までに係る標準報酬月額記録を24万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額記録を平成15年7月8日は35万円、同年12月22日は30万円、16年7月9日は25万円、同年12月24日は32万円、17年7月4日は30万円、18年6月19日は10万円、同年12月22日は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月1日から20年10月1日まで
② 平成15年7月8日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年7月9日
⑤ 平成16年12月24日
⑥ 平成17年7月4日

⑦ 平成 18 年 6 月 19 日

⑧ 平成 18 年 12 月 22 日

A 社における申立期間①の標準報酬月額が実際の給与額よりも低くなっており、申立期間②から⑧までの賞与についても厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

給与明細書及び賞与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 14 年 4 月から 17 年 6 月までの期間及び 18 年 4 月から 20 年 9 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額から、14 年 4 月から 17 年 6 月までの期間及び 18 年 4 月から 19 年 6 月までの期間は 18 万円、同年 7 月から 20 年 6 月までは 28 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 34 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の報酬月額の届出誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 17 年 7 月から同年 9 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書において、事業主により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、給与が支払われていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間①のうち、平成 17 年 10 月から 18 年 3 月までの標準報酬月額については、オンライン記録により、13 万 4,000 円と記録されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合、事業主の申出により、育児休業を開始し

た日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間について、負担すべき厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、オンライン記録により、申立人の育児休業期間は、開始年月日が平成17年10月23日、終了年月日が18年3月31日であることが確認できることから、17年10月から18年3月までの期間は、被保険者が負担すべき保険料の徴収が行われない期間であると認められる。

また、前述のとおり、育児休業期間中の標準報酬月額に係る保険料については、徴収が行われないことから、事業主が申立期間当時に当該期間に係る正しい標準報酬月額の届出を行っていない場合であっても、正しい標準報酬月額を基に年金額の計算をすべきものと考えられる。

以上のことから、平成17年10月から18年3月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる17年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、24万円とすることが妥当である。

3 申立期間②から⑧までについて、申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年7月8日は35万円、同年12月22日は30万円、16年7月9日は25万円、同年12月24日は32万円、17年7月4日は30万円、18年6月19日は10万円、同年12月22日は28万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から平成 9 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から平成 9 年 12 月まで

私は、長年にわたり自営業を営んでいるが、昭和 61 年頃から請負で仕事をするようになった。それを契機に A 組合に国民年金や健康保険等の事務手続を委託し、やってもらうようになった。20 歳からずっと国民健康保険にも加入しており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の保険料納付を含め、健康保険や税金等の事務手続を A 組合に委託していた。」と主張しているところ、申立期間当時の国民年金保険料は、市町村から被保険者に送付される納付書によって納める必要があったことから、A 組合が申立人に係る納付書を利用して保険料納付を行ったとは考え難い上、同組合も「国民年金は個人的なものであり、保険料納付の代行は行っていない。」としており、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付ける証言は得られなかった。

また、申立人は「20 歳の頃から国民健康保険に加入していた。」と述べているところ、昭和 47 年 4 月 1 日から平成 10 年 10 月 2 日まで、国民健康保険及び国民健康保険組合に加入していることが確認できるものの、当該健康保険の加入及び保険料納付をもって申立期間の国民年金保険料の納付があったと推認できるまでには至らない。

さらに、申立期間は 135 か月と長期間であり、申立人の元妻も申立期間のうち昭和 61 年 10 月から平成 9 年 3 月までは、申立人と同様に未納となっていることがオンライン記録により確認でき、申立人の申立期間に係る保険料納付を裏付ける事情はうかがえない。

加えて、複数の読み方による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検

索システムによる縦覧調査を行ったが、申立人に他の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 39 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 39 年 4 月まで

申立期間当時、私の国民年金保険料は、母が地域の集金で定期的に納付していたところ、複数の知人から「居住地域で集金が行われていたのは間違いない。」と聞いているので、申立期間が未納となっているのは納付できない。調査の上、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人の居住地域を含むA市においては、昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの間、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付する印紙検認方式で保険料を収納していたところ、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 37 年度の印紙検認記録欄を見ると、昭和 37 年 7 月から同年 9 月までの保険料を同年 10 月 23 日付けで納付したことが同市の検認印によって認められるが、申立期間である同年 10 月以降は空欄であるとともに、右側の印紙検認台紙は検認印と同じ月欄に印紙が貼付されたまま切り取られずに残っている上、昭和 38 年度以降の印紙検認記録欄には保険料を納付したことを示す検認印が認められず、右側の印紙検認台紙も白紙のまま、全て残っていることを踏まえると、昭和 37 年 10 月 23 日に申立期間の直前である同年 7 月から同年 9 月までの保険料を納付したが、それ以降は保険料を納付しておらず、国民年金手帳を市役所職員又は集金人に提示する機会がなかったものと推認される。

また、申立人の母親は、申立人の姉が実家に居住していた時期については同人に係る保険料を納付していたが、婚姻により実家から転居すると同時に納付を終了していることがオンライン記録において確認できることから、申立人自身、申立期間の頃に親元を離れ生活していた期間があると述べていることから申立人の母親は、申立人が実家を出たことに伴い申立人に係る保険料

納付を終了した可能性が考えられる。

さらに、申立人が保険料の納付方法に関して「婦人会による集金だった。」と述べているところ、居住地域の近隣住民は、いずれも国民年金の保険料を婦人会が集金していたことは覚えているが、申立人の申立期間に係る保険料が納付されているかどうかまでは分からないとしている。

加えて、申立人は、国民年金の保険料納付について関与しておらず、国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は死亡しており、申立人の国民年金の保険料納付状況等が不明である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間①について、私は、昭和 55 年 3 月に大学を卒業したことを契機に、翌月の同年 4 月に父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

特に、私が所持する年金手帳には、国民年金の被保険者期間として昭和 55 年 4 月 1 日から 59 年 4 月 2 日までの期間が記載されていることから、55 年 4 月から国民年金に加入し、保険料を納付していたことは間違いないと思う。

申立期間②について、昭和 59 年 4 月 * 日に婚姻したことから、同年同月以降については、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、A 市役所から女性の職員が自宅に保険料の徴収に来ていたことを覚えている。

申立期間①及び②について未加入とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 55 年 3 月に大学を卒業したことを契機に、翌月の同年 4 月に申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、オンライン記録及び申立期間②後の住所地である B 市の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも申立人は 61 年 4 月 1 日に初めて国民年金の被保険者資格を第 3 号被保険者として取得していることが確認できる上、同年 11 月 1 日に第 3 号被保険者の資格取得に係る届出が処理されていることが確認できることか

ら、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、上述の国民年金第3号被保険者の資格取得に伴い申立人に対して払い出された国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が必要となるが、オンライン記録を基に旧姓を含めて氏名検索を行ったが、申立期間①について、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間①当時の加入手続及び保険料納付の状況等は不明である。

一方、申立人は、年金手帳には国民年金の被保険者期間として昭和55年4月1日から59年4月2日までの期間が記載されていることから、申立期間①の国民年金保険料について、申立人の父親が納付してくれていたはずであるとしている。

このことについて、申立人が所持する再交付の年金手帳からは、その住所はC市以降のものについて記載されており、上述の被保険者期間が記載されている箇所には同市の印が確認できることから、当該年金手帳は、少なくとも申立人が同市に転入した申立期間より後の平成2年1月18日以降に再交付され、その際、昭和55年4月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得し、同時に、59年4月2日に遡って同資格を喪失する記載がなされたものであると考えられる。

しかしながら、当該年金手帳に記載されている期間は、保険料納付済期間ではなく国民年金被保険者の加入期間を示すものである上、加入期間としても、上述のとおり、申立人が申立期間①に国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情等がみられないことから、C市役所において同手帳に当該事項が記載された経緯は不明であるものの、同手帳に当該事項が記載されていることをもって申立期間①の保険料を納付していたと推認することはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、婚姻した昭和59年4月*日以降、A市において、申立人自身が国民年金保険料を夫の分と一緒に納付していたとしているが、上述のとおり、申立人は61年4月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同年11月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、また、申立期間②において、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が

払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付するには、A市において国民年金の加入手続を行う必要があるところ、申立人は同市への転入時及び婚姻時における国民年金の加入手続について記憶がないとしている上、オンライン記録によると、申立人の夫も申立期間②について未加入と記録されている。

加えて、申立人は、A市役所から女性の職員が自宅に国民年金保険料の徴収に来ていたとしているが、同市では、昭和58年4月以降は、集金人による保険料徴収は行われていないとしている。

このほか、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1412 (事案 1023、1263 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から 52 年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、厚生年金保険の被保険者であった約 10 年間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも著しく低く記録されている。過去 2 回の申立ては認められなかったが、確認できる資料が残っていないのであれば、実際の報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたのかもしれないのだから申立てを認めるべきである。事業主が実際に支給していた給与よりも低い報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出たことが原因で標準報酬月額が低くなっているのであり、自分に責任がないにもかかわらず記録訂正できないというのは不本意である。判断結果に納得できないので、再度調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の標準報酬月額のみが他の被保険者と比べ著しく低額であるという状況はみられないこと、ii) 申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、遡って記録が訂正された形跡は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 9 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、当時のB業種に勤務していた工員の平均給与額を調査して厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしいとして再申立てを行った。

しかし、i) B業種の工場が加盟する団体が保管するC作業従事者の給与実態等の資料を調査したところ、申立人の標準報酬月額は当該資料における同じ年齢層の工員の平均給与額と比べ低いことが確認できるものの、当該資料の平均給与額の計算の根拠とされた作業時間数、その他手当等について申

立人に該当するか否か確認できないこと、ii) 当該平均給与額は、申立人の給与額を示す資料ではなく、同資料において、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料を確認することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 7 月 21 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、以前の判断結果に納得できないので、再調査し厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしいと主張している。

そこで、改めて事業主に照会したところ、「記憶ははっきりしないが、保険料の負担があるので、実際に支給していた額よりも低い報酬月額を社会保険事務所に届け出たと思う。厚生年金保険料について、報酬月額を基に控除していたか届出額を基に控除していたかの記憶は無い。」と回答しており、厚生年金保険料控除額を確認することはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「確認できる資料が残っていないのであれば、実際の報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたのかもしれないのだから申立てを認めるべきである。事業主が実際に支給していた給与よりも低い報酬月額を社会保険事務所に届け出たことが原因で標準報酬月額が低くなっているものであり、自分に責任がないにもかかわらず記録訂正できないというのは不本意である。」と主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認又は推認できる必要がある。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 7 日から 41 年 1 月 21 日まで
② 昭和 45 年 1 月 6 日から同年 4 月 29 日まで

日本年金機構から届いたはがきで、A社及びB社に勤務していた期間について、厚生年金保険の脱退手当金が支給済みであることを知ったが、受給した記憶はない。

調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金計算書には、申立人の当時の住所地に近い郵便局が脱退手当金の支払金融機関として記載されているほか、当該脱退手当金請求書の添付書類に、通算老齢年金制度について検討した結果脱退手当金を希望するとして申立人が署名し押印していることも確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づき、申立期間に係る脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から29年5月30日まで
私は、A職としてB事業所に勤務した。保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が近隣事業所でC班として活動したという記憶及びB事業所でA職として勤務していたとされる同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がB事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同じくB事業所D課で勤務していたとされる前述の同僚及びその同僚が記憶するB事業所D課の他の同僚についても、B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、B事業所はE事業として開設され、職員数が100人以上はいたと思うと申立人が記憶している一方、申立人が入職したとする昭和25年頃の被保険者数は15人前後、退職したとする29年頃は70人前後であることがB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、B事業所では、必ずしも全ての職員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B事業所は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。